

※参考：意見調整の基礎となった関係機関の意見
第 1 回審議会資料との変更点は土木部 (P2～3) のみ。

(参考) 商業まちづくり課及び関係機関の審査結果
【イオンモール伊達】

交通	商業まちづくり課の意見	
	<p>経路の周知方法について 広域的な経路の要所及び出入口に交通誘導員やサインを配置するほか、HP や場内アナウンスで経路の周知を図る計画であることから、「経路の周知方法」について支障はないと判断している。</p> <p>交通安全対策（車両）について 開店時や繁忙期等の混雑が見込まれる日には交通整理員を適宜配置し、円滑な誘導に配慮する計画であることから、「交通安全対策（車両）」について配慮されていると判断している。</p> <p>交通安全対策（歩行者）について 開店時や繁忙期等の混雑が見込まれる場合には交通誘導員を適宜配置することや、歩行者専用出入口及び通路を設け歩行者の安全を確保する計画であることから、「交通安全対策（歩行者）」について配慮されていると判断している。</p> <p>交通に関する総合評価について 交通に関する事項については、総合的な観点から配慮されていると判断している。</p>	
	警察本部 交通規制課（令和 8 年 3 月 2 3 日付け）	意見等対応
	<p>経路の周知方法について 広域的な経路の要所や駐車場出入口にサインを配置する計画であるほか、ホームページや場内アナウンス等により経路の周知を図る計画であることから、「経路の周知方法」については支障ないと判断している。</p> <p>交通安全対策（車両）について 開店時や繁忙期等混雑が見込まれる日には交通整理員を適宜配置し、円滑な誘導に配慮する計画であることから「交通安全対策（車両）」については配慮されていると判断している。</p>	<p>【一般的要望】 2-(2)-1-(1)-a</p> <p>【一般的要望】 2-(2)-1-(1)-b</p>

<p>交通安全対策（歩行者）について 開店時や繁忙期等混雑が見込まれる場合には交通誘導員を適宜配置する計画であるほか、歩行者専用出入口・通路を設け歩行者の安全を確保する計画であることから「交通安全対策（歩行者）」については配慮されていると判断している。</p> <p>交通に関する総合評価について 交通に関する事項については、総合的な観点から配慮されていると判断している。</p> <p>その他 開店当初は多くの来客が見込まれ、国道 4 号等周辺道路の交通渋滞発生が容易に予想されることから、来退店経路の主要な箇所における案内・誘導員配置や各駐車場出入口及び駐車場内における交通整理員による車両の円滑な誘導等について十分配慮願いたい。</p>	<p>【一般的要望】 2-(2)-1-(1)-b</p> <p>【一般的要望】 2-(2)-1-(1)-a, b</p> <p>【個別的要望】 2-(2)-7-(7)-a, b</p>
<p>土木部（令和 8 年 4 月 2 0 日付け（再意見））</p>	<p>意見等対応</p>
<p>交通に関する総合評価について＜再意見（質問）＞ ○西側経路：県道飯坂桑折線と国道 399 号に来店車両を分散する計画について</p> <p>①どのような手法で車両を分配するのかご教示願いたい。 →（設置者回答）主要な交差点等については、繁忙期等必要に応じて交通誘導員の配置を検討する。誘導の方法は下記②のとおり。</p> <p>②どちらかで混雑が確認された際の誘導対応方法についてご教示願いたい。 →（設置者回答）特にオープン時期等においては、主要な交差点に必要なに応じて配置する交通誘導員と商業施設内に設ける管制センターとの間で通信を行って混雑状況を共有し、広域的な混雑状況に応じて管制センターから現場の交通誘導員に随時、来店車両の経路誘導方向を指示することで、来店車両の経路の分散に努める。</p> <p>③交差点での案内看板のレイアウト等を具体的に示していただきたい。 →（設置者回答）具体のレイアウトの提示は困難だが、看板の裏・表に誘導方向を示し、管制室からの指示に応じて、来店車両に誘導方向を示す運用を考えている。</p>	<p>なし</p>

	<p>○東側経路：国道 399 号から保原桑折線に交通を促すための誘導方法についてご教示願いたい。</p> <p>→（設置者回答）①に同じ。</p> <p>（主要な交差点等については、繁忙期等必要に応じて交通誘導員の配置を検討する。誘導の方法は②のとおり。）</p> <p>※ 設置者からの回答を令和 8 年 5 月 7 日、土木部が了解。</p>	
	<p>福島河川国道事務所（令和 8 年 2 月 19 日付け）</p> <p>届出店舗の開店以降、周辺道路に渋滞が発生した場合は、届出事業者が渋滞原因調査のうえ、関係機関と調整し対応するよう届出事業者宛ご指導願います。</p>	<p>意見等対応</p> <p>【個別的要望】 2-(2)-ア-(ア)-a</p>
	<p>対応について</p> <p>「個別的要望」による対応としたい。</p>	

防犯	<p>商業まちづくり課の意見</p>	
	<p>営業時間外の駐車場出入口の閉鎖や店舗内防犯カメラの設置、従業員による店舗敷地内の定期的な見回りや声がけ等を実施する計画であることから、「防犯に係る事項」について配慮されていると判断している。</p>	
	<p>警察本部 生活安全企画課（令和 8 年 3 月 23 日付け）</p> <p>営業時間外の駐車場出入口の閉鎖や店舗内防犯カメラの設置、従業員による店舗敷地内の定期的な見回りや声がけ等を実施する計画であることから、「防犯に係る事項」について配慮されていると判断している。</p>	<p>意見等対応</p> <p>【一般的要望】 2-(2)-イ-(イ)-a</p>
	<p>対応について</p> <p>「一般的要望」による対応としたい。</p>	

騒音	商業まちづくり課の意見	
	騒音予測の結果、一部地点では基準値を超過する予想ではあるが、騒音源である作業騒音に注意を払うことで静穏の維持は可能であると想定されており、生活環境への影響は小さいと判断する。	
	生活環境部（令和7年11月26日付け）	意見等対応
	（水・大気環境課） 敷地境界において夜間の騒音レベル最大値が基準値を超過することから、実行可能な騒音防止対策を講じること。 なお、騒音規制を所管する立地市、近隣町から意見があった場合には、それに基づき対応すること。 （県北地方振興局） 騒音予測の結果、一部地点では基準値を超過する予想ではあるが、騒音源である作業騒音に注意を払うことや住居付近には遮音壁を設置する等で静穏の維持は可能であると想定されており、生活環境への影響は小さいと判断する。	【一般的要望】 2-(2)-イ-(エ) 【一般的要望】 2-(2)-イ-(エ)
	対応について	
「一般的要望」としたい。		

廃棄物	商業まちづくり課の意見	
	廃棄物保管庫について適切な容量を確保していること、計画的な保管及び搬出を講じることから、「廃棄物に係る事項」について配慮されていると判断している。	
	生活環境部（令和7年11月26日付け）	意見等対応
	（一般廃棄物課） 廃棄物保管庫について適切な容量を確保していること、計画的な保管及び搬出を講じることから、「廃棄物に係る事項」について配慮されていると判断している。 なお、当該店舗所在地の伊達市は、ごみ排出量の多い本県の中でもごみが多い自治体であることから、届出者が計画している廃棄物の減量化及びリサイクル計画に則り、ごみの減量化及びリサイクルに向けて取り組むよう意見を付します。 （県北地方振興局） 廃棄物保管庫について適切な容量を確保していること、計画的な保管及び搬出を講じることから、「廃棄物に係る事項」について配慮されていると判断している。	【一般的要望】 2-(2)-イ-(オ) 【一般的要望】 2-(2)-イ-(オ)
	対応について	
「一般的要望」による対応としたい。		

街並み づくり	商業まちづくり課の意見	
	周辺との調和に配慮したものとする計画であり、また、照明の向きや明るさ等にも配慮して計画することとしており、「街並みづくりに係る事項」について支障はないと判断している。	
	生活環境部（令和7年11月26日付け）	意見等対応
	（自然保護課） 周辺との調和に配慮したものとする計画であるため、「街並みづくりに係る事項」について支障はないと判断している。	【一般的要望】 2-(2)-イ-(カ)-a
	（県北地方振興局） 周辺との調和に配慮したものとする計画であり、また、照明の向きや明るさ等にも配慮して計画することとしており、「街並みづくりに係る事項」について支障はないと判断している。	【一般的要望】 2-(2)-イ-(カ)-a, b
対応について		
「一般的要望」による対応としたい。		

農地関 連法令	農林水産部 農業担い手課（令和8年1月15日付け）	意見等対応
	意見なし	なし

市・住 民意見	伊達市の意見（令和7年12月3日付け）	意見等対応
	意見なし	なし
	住民等の意見	意見等対応
	提出なし	なし